

58【街の散策からの気づき発見】

春日部市のネーミングライツ導入施設散策

会員 K.T.

街の散策で、春日部市のネーミングライツ導入に気が付いた。ネーミングライツとは、「公共施設等に名前を付与する命名権と附帯する諸権利」をいい、具体的には、施設の企業名や社名ブランドをつける施設の命名権を企業が買うビジネスである。始まりは、1973年の米国、アメリカンフットボールチームのスタジオ名称をリッチプロダクツコーポレーションが買い取った。これにより、買取会社はスタジアムに来る観客に会社名の宣伝効果、スタジアムは施設建設費用や維持費用のコスト節減メリットがある。その後、1990年代からこの流れは拡大している。MLB では、30球場のうち、15球場がネーミングライツを導入している。最新の日本企業による命名権取得は、ダイキン工業による「ダイキンパーク(ヒューストンアストロズの本拠地)」を2025年1月から15年間取得、ユニクロが「UNIQLO Filed at Dodger Stadium(ドジャースの本拠地)」を2026年3月から5年間の命名権を取得している。

さて、春日部市であるが、ホームページによると、現在契約済みの施設が4つ、募集中の施設が1つ、「街の散策」を兼ね、各ネーミング施設を訪ねた。

■春日部市民文化会館(春日部市粕壁東2丁目8番61号)

愛称名:「正和工業にじいろホール」

ネーミングライツパートナー: 正和工業株式会社

契約期間: 令和6年(2024)10月1日～11年(2029)3月31日/5年間

契約期間: 年間200万円(税込)

■春日部総合体育館(春日部市谷原新田15577番地1)

愛称名:「アイル・アリーナ ウイングハット春日部

ネーミングライツパートナー: アイル・コーポレーション株式会社

契約期間: 令和6年(2024)10月1日～10年(2028)3月31日/4年間

契約金額: 年間200万円(税込)

■庄和総合公園(春日部市金崎746番地1)

愛称名: レジデンシャルパーク SHOWA

ネーミングライツパートナー: 株式会社レジデンシャル不動産

契約期間: 令和6年(2024)10月1日～10年(2028)3月31日/4年間

契約金額: 年間180万円(税込)

■埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設([埼玉県との複合施設] / 春日部市南一丁目1番7号): (複合施設のため、県と市と企業との3者契約施設)

愛称名: 活樹ふれあいキューブ マツナガ

ネーミングライツパートナー: 株式会社マツナガ

契約期間: 令和8年(2026)4月1日～13年(2031)3月31日/5年間

契約金額: 年間330万円(税込)

□[募集中]: 春日部市営大沼運動公園グラウンド(春日部市大沼7丁目12番地)、令和8年(2026)4月募集、8月締切、ネーミングライツの対象は大沼公園グラウンド内の「陸上競技場兼サッカー場兼ラグビー場」で、公園の名称及びその他施設(体育館/芝生広場/大沼野球場/テニスコート)は対象外。

日本の行政がネーミングライツ(施設命名権)を初めて導入したのは東京都、2003年、「東京スタジアム」(調布市)を味の素が取得し「味の素スタジアム」に改称。春日部市も財源確保手段の多様化を始めたようだ。



春日部市民文化会館
正和工業にじいろホール



春日部総合体育館
アイル・アリーナウイングハット春日部



庄和総合公園
レジデンシャルパーク SHOWA



東部地域振興ふれあい拠点施設
活樹ふれあいキューブマツナガ



大沼公園 HP 図